

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、若桜町において昭和三十六年八月五日から次のとおり字の区域を変更する旨届出があつた。

昭和三十六年八月十八日

鳥取県知事 石破二朗

- ◇告示 目次
- 字の区域の変更
- 道路位置の指定
- 建設業者の登録
- 建設業者の登録
- 建設業者の登録

建設業者の登録

生活保護法の規定による指定医療機関の廃止

生活保護法の規定による指定医療機関の休止

生活保護法の規定による医療機関の指定

基準給食施設の承認

昭和三十六年度鳥取県吏員昇任試験の合格者

百昭和三十六年七月十八日付け鳥取県告示第四二号中訂正

◆正誤 ◆公告

変更前の大字の区域

大字一
一字一
番地一
地積一

変更後の大字の区域

大字一
一字一
番地一
地積一

諸鹿長途

八六四・八六五・八六六・二、六二五
八六七・八六八合併

諸鹿広留
八六四・八六五・八六六・二、六二五
八六七・八六八合併

八六四次三	、四二三	八六四次三	、四二三
八六四次四	九、〇二三	八六四次四	九、〇二三
八六九次一	、〇二二	八六九次二	、〇二二
八八四次一	、三一〇	八八四次一	、三一〇
八八四次二	、五二八	八八四次二	、五二八
八八六	、八〇五	八八六	、八〇五
八八六次一	、三一五	八八六次一	、三一五
八八六次二	、四二七	八八六次二	、四二七
八八六次三	、六一九	八八六次三	、六一九
八八七	、八〇〇	八八七	、八〇〇
八八七次一	、九〇六	八八七次一	、九〇六
八八七次二	、一〇〇	八八七次二	、一〇〇
八八七次三	、六〇七	八八七次三	、六〇七
八八七次四	、一〇〇	八八七次四	、一〇〇
八八七次五	、二二四	八八七次五	、二二四
八八七次六	、一一三	八八七次六	、一一三
八八七次七	、一六六	八八七次七	、一六六
八八七次八	、三〇七	八八七次八	、三〇七
八八七次九	、〇〇三	八八七次九	、〇〇三
八八七次一〇	、五〇九	八八七次一〇	、五〇九
八八七次一一	、三〇五	八八七次一一	、三〇五
八八七次一二	、五一五	八八七次一二	、五一五
八八七次一三	、四二八	八八七次一三	、四二八
八八七次一四	、一〇四	八八七次一四	、一〇四
八八七次一五	、六二三	八八七次一五	、六二三
八八七次一六	、一〇一六	八八七次一六	、一〇一六
八八七次一七	、一一七	八八七次一七	、一一七
八八七次一八	、二一七	八八七次一八	、二一七
八八七次一九	、三〇四	八八七次一九	、三〇四
八八七次二〇	、一一七	八八七次二〇	、一一七

八六四次四
八六九次一
八八四次一
八八六次一
八八六次二
八八六次三
八八七次一
八八七次二
八八七次三
八八七次四
八八七次五
八八七次六
八八七次七
八八七次八
八八七次九
八八七次一〇
八八七次一一
八八七次一二
八八七次一三
八八七次一四
八八七次一五
八八七次一六
八八七次一七
八八七次一八
八八七次一九
八八七次二〇

八六四次四
八六九次一
八八四次一
八八六次一
八八六次二
八八六次三
八八七次一
八八七次二
八八七次三
八八七次四
八八七次五
八八七次六
八八七次七
八八七次八
八八七次九
八八七次一〇
八八七次一一
八八七次一二
八八七次一三
八八七次一四
八八七次一五
八八七次一六
八八七次一七
八八七次一八
八八七次一九
八八七次二〇

八八七次四	、一〇〇五	八八七次四	、一〇〇五
八八七次五	、二二四	八八七次五	、二二四
八八七次六	、一一三	八八七次六	、一一三
八八七次七	、一六六	八八七次七	、一六六
八八七次八	、三〇七	八八七次八	、三〇七
八八七次九	、〇〇三	八八七次九	、〇〇三
八八七次一〇	、五〇九	八八七次一〇	、五〇九
八八七次一一	、三〇五	八八七次一一	、三〇五
八八七次一二	、五一五	八八七次一二	、五一五
八八七次一三	、四二八	八八七次一三	、四二八
八八七次一四	、一〇四	八八七次一四	、一〇四
八八七次一五	、六二三	八八七次一五	、六二三
八八七次一六	、一〇一六	八八七次一六	、一〇一六
八八七次一七	、一一七	八八七次一七	、一一七
八八七次一八	、二一七	八八七次一八	、二一七
八八七次一九	、三〇四	八八七次一九	、三〇四
八八七次二〇	、一一七	八八七次二〇	、一一七

八八七次四
八八七次五
八八七次六
八八七次七
八八七次八
八八七次九
八八七次一〇
八八七次一一
八八七次一二
八八七次一三
八八七次一四
八八七次一五
八八七次一六
八八七次一七
八八七次一八
八八七次一九
八八七次二〇

八八七次二二	二、六〇九	八八七次二二	二、六〇九
八八七次二三	、九一八	八八七次二三	、九一八
八八七次二四	、五一三	八八七次二四	、五一三
八八七次二五	、三〇六	八八七次二五	、三〇六
八八七次二六	、一〇五	八八七次二六	、一〇五
八八七次二七	、二〇三	八八七次二七	、二〇三
八八七次二八	、四〇七	八八七次二八	、四〇七
八八七次二九	、八〇二	八八七次二九	、八〇二
八八七次三〇	、二〇七	八八七次三〇	、二〇七
八八七次三一	一、三二一	八八七次三一	一、三二一
八八七次三二	一、九〇〇	八八七次三二	一、九〇〇
八八七次三三	二、五一四	八八七次三三	二、五一四
八八七次三四	一、七二一	八八七次三四	一、七二一
八八七次三五	、〇一五	八八七次三五	、〇一五

鳥取県告示第四百六十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六年八月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十六年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名

鳥取市元鉄物師町 坂本菊野

道路の位置の指定場所

鳥取市丸山町三番の三

三番の四

八番の五

一

部

延長

四メートル

二八・四メートル

幅員

主たる営業所の所在地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県告示第四百六十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廢業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録
(へ) 第五七一號

昭三六、六、二三

東栄建設

八頭郡八東町皆原

竹内 富恵

昭三六、八、四

第五七三號

三四、七、一五

北条土建(有)

東伯郡北条町国坂

村田 只春

三四、七、一五

鳥取県告示第四百六十七号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年八月十八日

鳥取県告示第四百六十八号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年八月十八日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
(一) 第七五八号	昭三六年八月一二日	(有) マルエス商会	米子市角盤町二丁目	沢田 利男 建築工事	
(一) 第七六〇号		(有) 村田建設	東伯郡北条町国坂	村田 只春 土木工事	
(一) 第七六一號		中野土建(有)	一、〇八一	中野 安蔵	

鳥取県告示第四百六十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十六年八月十八日

大野組

八頭郡郡家町福地三八一 大野 辰治

メ

第七六二号

第七六二号

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

メ

鳥取県告示第四百七十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十六年八月十八日

名 称

所 在 地

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

診 療 科 名

破

二

朗

メ

メ

メ

名 称

所 在 地

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

診 療 科 名

破

二

朗

メ

メ

メ

上村医院

所 在 地

日野郡日野町黒坂一、五二四の一 一般内科

開設者の死亡のため

昭和三十六年六月二十六日

メ

メ

メ

メ

メ

00285

公 告	
昭和三十六年度鳥取県吏員昇任試験の合格者を次のように公告する。	
昭和三十六年八月十八日	鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏
一般事務職	
受験番号 氏名 受験番号 氏名	
八 横山真太郎 三三 西村 寛	一三一 若槻 慶子 一五三 岡本 嘉明
一〇 西村 和敏 七二 荒金 豊	一五〇 山中 凱樹 (以上 二三名)
一一 野口 政春 七四 大丸 藤子	土木職
一四 朝倉 玲子 八四 梅沢 和子	受験番号 氏名 受験番号 氏名
一七 船場 民子 一〇一 原 正明 一五 八田 寿雄 二七 岡本 昭吾	林業職
一八 内田 良弘 一〇八 今井吉太郎 六 藤原 幸	受験番号 氏名 受験番号 氏名
二〇 岡本 辰雄 一一七 天野 和志 七 石村 一雄 一六 萩原 弘 (以上 二名)	農業土木職
二一 中村 幸英 一二四 矢田 昭男	受験番号 氏名 受験番号 氏名
二三 田中 一朗 一二六 坪倉 昭子 六 石村 一雄 七 竹中 勝登 (以上 三名)	電気職
二九 三木 尚子 一二八 表 紀美子 一 山根 茂 (以上 一名)	保母職

鳥取県告示第四百七十二号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準給食施設として、次のとおり承認した。

昭和三十六年八月十八日

施設名	所在地	基準給食象	承認年月日	採用点数表
垣田病院	倉吉市東岩倉町 食第三二号	二棟 三七床 昭和三六、八、一	乙表	

鳥取県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年八月十八日

指定年月日	名 称	所 在 地	破 二 朗
昭和三十六年六月五日	松本歯科医院	倉吉市東町	診療科名
七月八日	三代マ	上井町二丁目一二	松本 頼之
	三代		三代 一成

受験番号 氏名

一 野口 章子

(以上 一名)

正

誤

昭和三十六年七月十八日付け鳥取県告示第四百二号中
次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

10 頁

麦取県標準複合肥料

麦特号表中
保証成分量欄

鳥取県標準複合肥料

原料の種類欄

内水溶性りん酸

七・〇

内水溶性りん酸

五・七

焼成りん肥

溶性りん肥

正

誤

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行日 火、 金印刷者 鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
〔定〕一部月額一二〇円(配印刷所)